

農 第 7 3 号
令 和 6 年 5 月 1 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

上山市長 山本 幸靖

市町村名 (市町村コード)	上山市 (6207)
地域名 (地域内農業集落名)	本庄地区 (関根、相生、三上、皆沢、檜下、赤山、柏木、金山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・米と果樹の複合経営の他、食用菊等野菜や果実の加工品の生産・販売も行われている。
- ・地域の中核を担う経験豊富な農業者や先進的な若い農業者がおり、独創的な様々な農業経営で頑張っている農家が多い。
- ・新規就農を望む者も出てきている。その一方で、高齢に伴う経営面積の縮小や離農による不作付地が増加傾向にあり、特に中山間地域や未整備地で課題となっている。
- ・有害鳥獣被害が増加している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農地の利用やその受け手となる担い手の育成について、地域で考えていく必要がある。これからの方策としては、地区ごとの特徴を活かしながら、土地利用作物については農地集積・集約を行い、農作業の集団化、団地化を進めることによって、作業時間の短縮を図るとともに、低コスト化を進めていく。果樹や野菜については、省力化とともに高品質化、高付加価値化を図ることによって、農業所得の向上を目指していく。それとともに、地域・行政・JA等が一体となって、担い手となる新規就農者や若手農業者を育成し、地域農業の発展を促していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	395 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	395 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域及びその周辺の農地については、原則農業上の利用が行われる区域とする
- ・農振農用地区域内であっても、現在保全管理を行っており、今後も耕作が見込まれない区域は、保全・管理等を進める区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

条件の良い農地の情報を地域・行政・農地中間管理機構等で共有し、農業を担う者へ提供する。

担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員などの関係者と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。

新規就農者向けの小規模圃場の団地化を図り、農地中間管理機構を通じて集団化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の賃貸借の際は、原則として農地中間管理機構に貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農地利用最適化推進委員などの関係者と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備をする。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、地域・行政・JA等が連携しながら、新規就農者を受け入れる体制を整備し、相談から定着まで切れ目なく取り組み就農しやすい環境づくりを進めていく。

若い農業者や後継者と交流を図り、経験豊富な農業者の知識・経験や農業の魅力を伝え、後継者を支援・育成していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

委託により生産性向上が期待できる作業は、農作業を委託し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策(防護柵等の設置、放任果樹等の伐採や緩衝帯整備などによる環境整備、追払い活動など)の実施、新たな捕獲人材を募集し、地域全体で育成していく。
- ②環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を進めていく。
- ③ドローンの活用などスマート農業の展開による作業効率の向上を図る。
- ⑤気象災害を防ぐため、地域・行政・JA等が連携し検討・実行する。
- ⑦耕作放棄地、放任果樹を作らないようにするために、多面的機能支払交付金、果樹等の伐採事業等を活用した保全管理(条件整備)を行う。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。
- ⑨地域で生産された飼料作物は、市内の畜産農家に供給しつつ、家畜排せつ由来堆肥は市内の生産者に供給する仕組みを構築する。